

食安基発0401第1号
食安監発0401第1号
平成22年4月1日

各
〔
都道府県
保健所設置市
特別区
〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

監視安全課長

平成21年度食品中の残留農薬等の検査結果について

厚生労働省では各自治体及び検疫所が実施した食品中の残留農薬等検査の結果を年度ごとにとりまとめ、公表しているところです。平成21年度についても、各自治体における検査結果についても把握することとしております。

つきましては、各自治体で実施した検査の結果を別添調査要領により、報告されますようお願いいたします。

(別添)

食品中の残留農薬等の検査結果調査要領

1 目的

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の残留実態を把握し、もって食品衛生の向上に資することを目的とする。

2 調査の対象

平成21年度に実施した食品（加工食品を含む。）中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）（以下、「農薬等」という。）に関する検査の結果とすること。

3 調査票の記載要領

平成21年度中に実施した検査の結果について、それぞれ別紙様式1～3により報告すること。各様式の記入要領は次のとおりとする。

(1) 農畜水産物について（別紙様式1）

① 自治体名、担当者所属、担当者氏名及び連絡先

自治体名、担当者の所属部署名、氏名、電話番号（直通）及び電子メールアドレスを記入すること。

② 検体数

食品ごとに国産品及び輸入品を分けて検体数を記入すること。

③ 検査項目数

食品ごとに検査を実施した農薬等の品目の総数を記入すること。ただし、同一食品で複数回検査を実施し、各々検査項目数が異なる場合、国産品と輸入品により検査項目数が異なる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

④ 基準超過事例

検査の結果、基準値を超過する事例があった場合は、「超過数」の欄に基準値を超過して検出した数を、「検出項目名」にその農薬等の品目の名称を、「検出値」の欄に検出値を記入すること。また、備考欄に国産品もしくは輸入品ごとの内訳数を記入すること。

⑤ その他

- ・ 記入欄の増減は行わないこと。
 - ・ 検査を実施していない食品等記載事項のない場合は、「－」を記入すること。
 - ・ 「その他の穀類」等の食品については、その具体的な名称を当該欄中に食品名の後ろに記載すること。（例：「その他の野菜（れんこん、うど）」）
- なお、食品分類については厚生労働省ホームページに掲載されている「農作物等の食品分類表」に基づき記入すること。

（農作物等の食品分類表）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/070516-1.pdf>

(2) 加工食品について（別紙様式2）

上記（1）に準じて記入のほか以下により記入すること。

① 食品の種類

表示欄に記載されている名称を記載すること。

② 主な原材料

表示欄に記載されているもののうち、含有量の多いもの3種類程度を記載すること。

③ 備考

基準超過の場合にあっては、行政処分を行った場合、行わなかった場合の理由について備考欄に記載すること。

(3) 検査詳細について（別紙様式3）

上記（１）に準じて記入のほか以下により記入すること。

- ① 食品ごとに検査を実施した農薬等の名称を記入すること。なお、農薬等の名称については、原則として食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において記載されている名称を記入すること。
- ② 検体数
食品ごと、検査を実施した農薬等ごと、国産品・輸入品の別ごとに、それぞれ検体数を記入すること。
- ③ 検出数
検査に供した食品のうち、検査の結果農薬等を検出した検体数を記入すること。
- ④ 検出値
上記③における検出値を記入すること。検出値が複数ある場合は、全ての検出値を低い値から順に記入すること。
- ⑤ 基準超過数及び基準超過の検出値
基準値を超過する事例があった場合は、「基準超過数」の欄にその検体数を記入し、「基準超過の検出値」の欄にその検出値を記入すること。基準超過の事例が複数ある場合は、全ての検出値を低い値から順に記入すること。

4. 報告

本調査の報告については、次の電子メールアドレスあてに電子ファイルにて送付すること。（紙媒体による報告は必要ありません。）

送付先：pestresult@mhlw.go.jp

なお、別紙様式1～3については、別途、電子ファイル（「自治体名.xls」）にて送信する。

返信の際は、自治体名の部分を該当の自治体名に書き換えること。（例：「北海道.xls」）

本年度検査を実施していない自治体においては、その旨を連絡すること。なお、基準値を超過している事例については、別途速やかに監視安全課に連絡すること。

5. 提出期日

平成22年5月末日

6. 担当連絡先

（1）本調査に関する事項

医薬食品局食品安全部基準審査課残留農薬係、乳肉水産基準係

担当：猿田、浦上

電話：代表 03-5253-1111（内線2486、2488）

直通 03-3595-2341

（2）基準値を超過している事例に関する事項

医薬食品局食品安全部監視安全課化学物質係

担当：今村、澤田

電話：代表 03-5253-1111（内線2447）

直通：03-3595-2337

